

令和元年度「ものづくり兵庫」技能競技大会 開催要領

1 目的

若者のものづくり離れ・技能離れが見られる中、技能労働者の地位の向上を図り、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や、産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっています。

このような状況のもと、技能者の技能向上に資する取り組みを一層推進するため、県下の業態や規模の異なる企業の技能者等が、日頃から培った「技」を競い合い、互いに切磋琢磨する技能競技大会を開催することにより、技能尊重気運の醸成を図るとともに、技能者自らが一層の技能向上に取り組む契機とする。

2 名称

令和元年度「ものづくり兵庫」技能競技大会 とする。

3 運営主体・方法

- (1) 兵庫県・兵庫県職業能力開発協会の共催とする。
- (2) 運営事務局は、兵庫県職業能力開発協会が行う。

4 協力

大会の実施に携わる競技委員等の派遣、競技会場の提供等に関して関係機関、業界団体、企業等に対して協力を依頼する。

- (1) 一般社団法人 兵庫県溶接協会
- (2) 兵庫県造園緑化組合連合会
- (3) 兵庫県建築大工技能士会
- (4) 兵庫県建設労働組合連合会（兵庫県土建一般労働組合）

5 協賛

大会の実施にあたり、役務等に関する各種協賛を依頼する。

- (1) 播磨ものづくり技能ネットワーク協議会
- (2) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部
 - ① 兵庫職業能力開発促進センター
 - ② 兵庫職業能力開発促進センター 加古川訓練センター

6 競技日程・開催場所

別途、実施計画で定める。

7 開催内容

(1) 競技職種

- ① 製造業に該当する職種として、「旋盤」と「溶接」の2職種
- ② 建設業に該当する職種として、「造園」と「建築大工」の2職種

(2) 対象部門

基礎的な技能を習得した若年技能者を対象とする「若年者技能部門」と、中堅技能者でより高いレベルの技能習得を目指す技能者を対象とする「上級者技能部門」を設ける。

(3) 競技実施方法

- ① 上記の実施職種において、「若年者技能部門」と「上級者技能部門」の両部門、若しくはどちらか一部門において、技能競技を行うものとする。
なお、「若年者技能部門」では、学生等の未就業者を対象とした「トライアル・ワークショップ」事業における「実技演習」との合同実施とする。
- ② 各部門において、原則として6名以上の参加申込をもって実施することとする。
- ③ 当日に課題を製作させる「実技競技」とする。

8 参加選手資格等【該当職種に係る県内事業所等の在職者】

- (1) 「若年者技能部門」は、実務経験が3年未満の若年技能者（概ね35歳まで）
【認定職業能力開発施設の訓練生も含むものとする】
- (2) 「上級者技能部門」は、県内企業の在職者とし、経験・年齢は不問とする。
- (3) 各事業所等からの参加選手数は、原則として部門・職種毎に3名を上限とし、実施可能人員を超えた場合には人数調整を行う。
また、該当職種に係る技能五輪や技能グランプリ等の全国大会入賞者、及び過去の大会において第一位入賞者は除くものとする。

9 表彰

各競技職種・部門の成績優秀な参加選手に対して、次の表彰を行う。

- (1) 各競技職種・部門毎の参加者数に基づき、次の基準により主催者賞（賞状及び楯）を決定する。
なお、「若年者技能部門」では、合同実施する「トライアル・ワークショップ」の実技参加者も含めて、主催者賞を決定する。
 - ① 参加者が6～10人の場合、上位3名以内とする。
 - ② 参加者が11～15人の場合、上位5名以内とする。
 - ③ 参加者が16～20人の場合、上位7名以内とする。
 - ④ 参加者が6人未満若しくは21人以上の場合は、競技委員等で協議のうえ決定する。
- (2) 主催者賞は、成績順位により第1位から第3位までの者、及び第3位に準ずる成績の者に敢闘賞として授与する。
- (3) 各競技職種・部門毎の第1位の者に対し、兵庫県知事賞（賞状）を授与することができる。
- (4) 競技委員の合議により、その他特に優秀あるいは努力が認められた者に対し、別途表彰することができる。

10 参加費

県内企業在職者の選手1人あたり、一定額の参加費を徴収する。

【合同開催の「トライアル・ワークショップ」の実技参加者は、徴収しない】

11 経費

本大会の開催経費は次のとおりとし、協賛金と参加費並びに運営主体における予算の範囲内で、その経費を負担する。

- (1) 競技委員・競技補佐員に係る謝金と旅費
- (2) 競技実施に係る材料費、役務費、消耗品費
- (3) 広報・印刷費等
- (4) 表彰に係る経費（楯購入費等）
- (5) その他、技能競技大会の実施に必要な経費

12 補足

この要領に定めるものの他、技能競技大会の運営等について必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

(施行時期)

この要領は令和元年7月5日から施行する。